

九州西部地域大学・短期大学連合産学官連携プラットフォーム個人情報保護規程

制定 2019 年（令和元年）6 月 18 日

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規程は、基本的人権を擁護するうえで個人情報の保護が重要であることにかんがみ、九州西部地域大学・短期大学連合産学官連携プラットフォーム（以下「QSP」という。）における個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、個人の権利利益の保護及び QSP の事業の公正かつ適正な運営について定める。

（定義）

第 2 条 この規程において、次に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）職員等

QSP の職員及び QSP 参画機関の役職員ならびに職員をいう。

（2）個人情報

個人に関する情報で、個人が識別され、又は鑑別され得るものをいう。

（3）文書等

職員等が職務上作成したものであって、関係者が組織的に用いるものとして、QSP が保有しているものをいう。

（責務）

第 3 条 QSP は、この規程の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 QSP の職員等、又は職員等であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第 2 章 個人情報の適正な取扱いの確保

（個人情報の収集の制限）

第 4 条 個人情報を収集しようとするときは、個人情報の利用の目的（以下「利用目的」という）を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公平な手段により収集しなければならない。

（利用目的の明示）

第 5 条 本人から直接文書等、当該本人の個人情報を収集するときは、あらかじめ、本人に対し、その

利用目的を明示しなければならない。ただし、次に該当するときは、この限りではない。

(1) 収集の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(個人情報の利用及び提供の制限)

第6条 あらかじめ本人の同意を得ないで、利用目的を超えて、個人情報を QSP 内で利用し、又は QSP 以外のものに提供してはならない。

(個人情報の適正な管理)

第7条 利用目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 保有する必要がなくなった個人情報は、確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

第3章 雑則

(苦情の処理)

第8条 QSP が行う個人情報の取扱いに関して苦情の申出があったときは、迅速かつ適正にこれを処理するよう努めるものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、事業推進協議会にて承認するものとする。

附 則

この規程は、2019年（令和元年）6月18日から施行する。